



小・中学校で運動会が開催されました

CONTENTS

町長選挙・町議会議員一般選挙について	2～3	健康相談センターだより	12～13
災害は突然やってくる	4～5	みんなのひろば	14
特別徴収制度について	6～7	図書館だより	15
介護保険料の改定について	8～9	ふれあいトピックス	16
佐々町提案公募型活動事業について	10	お知らせ	17～19
光化学オキシダントについて	11	おめでた・おくやみ・がんばれ消防団	20

6月21日(日)は、 町長選挙・町議会議員一般選挙の 投票日(予定)です。

告示日 6月16日(火)

投票日 6月21日(日) **投票時間** 7時～20時まで

事前に郵送された「投票所入場券」をお持ちになって、指定の投票所で投票してください(投票所入場券がなくても投票できます)

投票できる方

日本国民で投票日当日に満20歳以上の方(平成元年6月22日以前に生まれた方)で平成21年3月15日までに佐々町に住民登録をし、引き続き3ヶ月以上本町内にお住まいの方は佐々町選挙人名簿に登録され、投票することができます。

ただし、選挙人名簿に登録されていても、転出される(た)方は下記のとおりとなりますのでご注意ください。

- ①6月16日までに佐々町外へ転出した方は投票できません。
- ②6月17日から6月20日までに転出する方は、転出前に期日前投票のみできます。
- ③6月21日に転出する方は、転出日の前日までは期日前投票が、転出日の当日は、転出前に当日投票所での投票ができます。

「どうしよう!? 投票日には、用事(仕事や学業、冠婚葬祭、レジャーなど)があって、投票に行けないよ!」という方は、**期日前投票**ができます。

期日前投票期間 6月17日(水)～6月20日(土)

毎日 8時30分～20時まで

期日前投票場所 佐々町役場3階第1会議室(エレベーターをご利用ください)

期日前投票ができる方

投票日当日に、次のような用件がある方は、期日前投票ができます。

- ①仕事、学業、地域行事の役員、親せきなどの冠婚葬祭へ出席する場合
- ②何らかの用事(レジャー、買い物、旅行など)でお出かけになる場合
- ③病気やけがの手術、妊娠により歩くことが困難である(予想される)場合

郵便などによる不在者投票ができる方

次の条件に該当する方は、自宅で郵便などによる不在者投票ができることがあります。

手帳などの種類	障害の種類など	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級もしくは2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸・小腸の障害	1級もしくは3級
	免疫の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸・小腸の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が要介護5	

また、上記の条件で重度の障害などの程度にあたる方は、代理人による記載などができることがあります。

※郵便などによる不在者投票は、事前に郵便等投票証明書の交付申請などが必要になり、時間を要しますので、お早めに選挙管理委員会へお申し出ください。

投票はお早めに

投票時間は20時までで、日も長くなっている時季ではありますが、投票所によっては、経路に十分な照明がない場合もあり、夜道は危険でもありますので、お早めにお出かけください。

町内各投票所の施設名と所在地

投票区	施設名	所在地
第1投票区	佐々町立佐々幼稚園	本田原免230番地
第2投票区	佐々町立口石小学校	須崎免389番地
第3投票区	芳ノ浦町内会集会所	小浦免1033番地4
第4投票区	土手迎町内会集会所	小浦免1306番地
第5投票区	市瀬町内会集会所	市瀬免199番地
第6投票区	佐々町北部地区体育館	神田免21番地12
第7投票区	佐々町郷土資料館	本田原免123番地

※第3投票所(芳ノ浦町内会集会所)は移転していますので、お間違いのないようにしてください。

開 票 ●と き 6月21日(日) 20時45分～

●ところ 佐々町民体育館

問い合わせ先

佐々町選挙管理委員会
☎ 62-2101



災害は突然やってくる～家族で「防災会議」～

これから、雨や台風による豪雨災害が発生しやすい季節を迎えます。
皆さんの家庭では、災害に対する備えは十分ですか？
日頃から、次のような項目について、家庭で話し合いを行うなど、
いつ襲ってくるかわからない災害に備えましょう。

皆さんで確認しましょう

●家族で役割を分担しましょう

日頃からの安全対策や家屋の点検、災害時に誰が何を
持ち出すかなどの役割分担を家族で話し合しましょう。

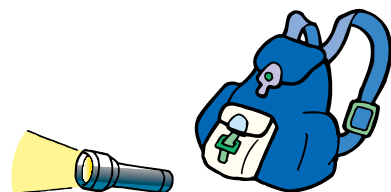


●災害時の避難場所をご存じですか？

危険を感じたら、まず安全な場所へ避難してください。
※各町内会公民館（集会所）や町体育館などの施設を災害時の避難場所に指定しています。

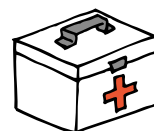
●避難時の持出品は最小限にしましょう

- ・貴重品…硬貨を含む現金、通帳、印鑑など
- ・身分証明書…健康保険証、自動車運転免許証など
- ・携行品…携帯電話、携帯ラジオ、懐中電灯、救急箱など
- ・非常食…レトルト食品、缶詰、飲料水など
- ・その他…衣類、かっぱ、ライター、刃物、ティッシュ、袋、筆記用具など



●非常備蓄品を準備しておきましょう～2,3日分が目安です～

- ・非常食
- ・調理用品…卓上コンロ、鍋、保存容器、紙製の食器類など
- ・日常生活用品…寝袋、毛布、洗面具など
- ・避難所での生活用品…ビニールシート、袋、ガムテープ、古新聞など



こんな地形や兆候にはご注意ください

●地形・地域

- ・丘を切り崩した地形…このような地形では地盤が不安定な状態です。大雨の時に水抜き穴からでる水が濁り始めたら注意が必要です。
- ・山間部に広がる地域…集中豪雨で山崩れが起こると、その土石流は、山すそに広がる地域を直撃します。早めの避難準備が必要です。
- ・山岳地帯…樹木の少ない山岳部では、土石流の危険があるので豪雨時の警戒が必要です。
- ・河川敷…河川の流域は、豪雨による洪水の危険があります。特に、町内の山間部や河川上流での雨量によっては、河川増水や洪水になる恐れがあります。
- ・海岸に面する地域…高潮警報が発令された場合、海岸の低い土地の地域では、高潮による家屋の浸水などの被害を受ける危険性があります。危険を感じたら、早めの避難準備が必要です。

●兆候

- ・がけ崩れ…がけからの水が濁る。がけに亀裂が入る。小石が落ちてくる。がけから音がする。
- ・地滑り…地面にひび割れができる。井戸や沢の水が濁る。斜面から水が噴き出す。
- ・土石流…山鳴りがする。雨が降り続けているのに水位が下がる。川に立木が流れる。

非常時の連絡体制は大丈夫ですか？

◆消防署 ☎119 ◆警察署 ☎110 ◆役場 ☎62-2101

※家族や親類の連絡先、緊急時の集合場所などもご確認ください。

災害時避難場所一覧表

NO.	所在地	施設の名称	NO.	所在地	施設の名称
1	古川	古川集会所	28	四ツ井樋	サン・ビレッジさざ
2	中央通	中央通集会所	29	水道	水道集会所
3	中央通	佐々幼稚園	30	浜迎	浜迎集会所
4	中央通	町公民館	31	土手迎	土手迎集会所
5	中央通	町民体育館	32	真申	真申集会所
6	中央通	町武道館	33	真申	クリーンセンター
7	中央通	町文化会館	34	芳ノ浦	第二保育所
8	中央通	中央保育所	35	芳ノ浦	芳ノ浦集会所
9	志方	志方集会所	36	東町	東町集会所
10	栗林	栗林集会所	37	西町	西町集会所
11	栗林	佐々小学校	38	鴨川	鴨川公民館
12	栗林	清峰高等学校	39	市瀬	市瀬集会所
13	野寄	野寄集会所	40	松瀬	松瀬公民館
14	野寄	佐々中学校	41	北	北集会所
15	野寄	学童農園	42	角山	角山集会所
16	里山	里山集会所	43	江里	江里集会所
17	里	里集会所	44	大茂	大茂集会所
18	里	三柱神社	45	神田	神田集会所
19	里	東光寺	46	神田	第三保育所
20	里	千本公園グラウンド	47	神田	北部地区体育館
21	里	総合福祉センター	48	若佐	北部グラウンド
22	新町	新町集会所	49	若佐	若佐集会所
23	木場	木場集会所	50	さざん花	さざん花集会所
24	口石	口石集会所	51	佐々南	南部地区体育館
25	口石	口石小学校	52	佐々南	佐々南集会所
26	口石	正福寺	53	千本	千本集会所
27	四ツ井樋	四ツ井樋公民館			

平成21年10月から 〈特別徴収制度〉

住民税の年金からの 引き落としが始まります



現在、年金を受給されており、住民税を納税する義務のある方には、年4回、役場や金融機関などに出向き、住民税を納めていただいています。この制度の導入により、年金を支給する年金保険者が住民税を年金から引き落とし、市町村へ直接納入することとなるため、納税の手間が省かれるものと見込まれます。

なお、この制度改正により、公的年金と給与等の収入がある方で給与から住民税が特別徴収(給料引き)されている方のうち、65歳未満の方及び公的年金から特別徴収ができない方については、公的年金所得に係る住民税は納付書で納付いただき、給与所得等に係る住民税は給与からの特別徴収となります。

新たな税負担が生じるものではありません

住民税の年金からの引き落とし(特別徴収制度)の導入は、納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち 住民税の納税義務のある方が対象です

65歳以上の方の年金所得に係る住民税の納税方法が変わります。この制度の対象となるのは、「4月1日現在、65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方」です。ただし、以下の方については、対象となりません。

- ◆介護保険料が年金から引き落としされていない方
- ◆引き落とされる住民税額が老齢基礎年金などの額を超える方など

引き落としの
対象となる年金とは…

老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金などです。障害年金及び遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の引き落としはされません。

引き落としされる
住民税額は…

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で納めていただくこととなります。

引き落としが
中止となる場合は…

引き落とし開始後、市町村外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収(納付書により役場や金融機関などで納める方法)により納めていただくこととなります。

平成21年10月支給分の年金から引き落としが始まります

(例)住民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

これまでの納め方

	納付書で納める (普通徴収)			
月	6月	8月	10月	1月
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額を1/4ずつ納付書で納めていただいていた。→

引き落としの開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の住民税額のうち半分については、平成21年6月と8月に、これまでどおり納付書で納めていただくことになります。

平成21年度の納め方

	納付書で納める (普通徴収)		年金から引き落とし (特別徴収)		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

平成22年度以降の納め方

	年金から引き落とし (特別徴収)					
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

詳しくは、役場税務課(☎62-2101)にお問い合わせください。

定額給付金の給付申請はお済みですか

- 給付の対象となるのは、平成21年2月1日(基準日)現在で次のいずれかに該当している方です。

(1)当町の住民基本台帳に記録されている方

基準日時点において、日本国内で生活されていた方で、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて当町の住民基本台帳に記録されることとなった方を含みます。

(2)当町の外国人登録原票に登録されている方

短期滞在者及び在留期間が経過し更新されていない方を除きます。

- 申請書は、今年の3月末に世帯主様あてにお送りしています。

申請書がご自宅に届いていない場合や紛失された場合は、役場総務課までご連絡ください。

- 申請期限は、平成21年9月25日までです。

- 定額給付金の給付をよそおった「振り込め詐欺」にご注意ください。

役場や総務省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

役場や総務省などが定額給付金の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

- 問い合わせ先 役場総務課 ☎62-2101

介護保険料が改定されました

(第1号被保険者:65歳以上の方)

福祉保健課 福祉班

平成20年度において、佐々町老人福祉計画及び第4期介護保険事業計画を策定し、平成21年度から平成23年度(第4期計画期間)の3カ年における介護保険料を改定することになりました。

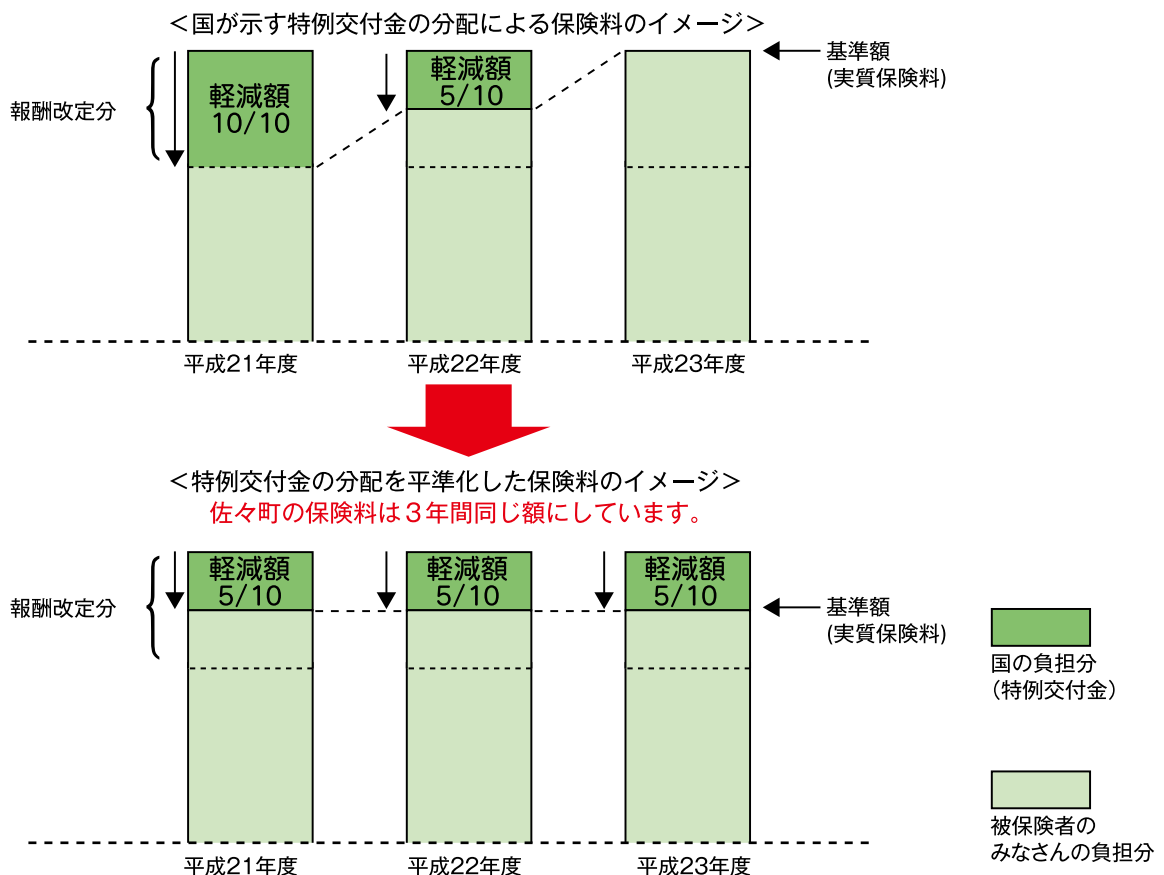
介護保険料につきましては、今後の高齢者人口(高齢化率)、要介護認定率の推移や、介護サービス給付費等の見込をもとに算定します。第4期計画期間においては、高齢化の進展による給付費の増加や、介護従事者の処遇改善を図るための報酬改定による給付額の増加が見込まれ、保険料基準額は第3期計画と同額の5,400円(月額)となりますが、国は介護報酬改定による給付額の増加に伴い特例交付金を交付し、被保険者の保険料を抑制することになったため、実質の保険料基準額は5,325円(月額)となりました。

○国は、介護報酬改定に伴う保険料上昇分について平成21年度は10/10を、平成22年度は5/10を、特例交付金として交付することにしてありますが、佐々町は、平成21年度から23年度までの3年間、それぞれ5/10ずつとし、3年間の保険料を同一にしました。

(下のイメージ図を参照)

特例後の保険料基準額 年額 63,900円(月額5,325円)

○介護保険料は、基準額をもとに所得によって実質9段階に調整されます。



○平成21年度から平成23年度までの3年間、保険料率の特例による保険料が第1号被保険者の皆様にご負担いただく実質の保険料となります

保険料率の特例(実質の保険料)

第1段階 (基準額×0.5)	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税の方	▶ 年額 31,900円 月額 2,658円
第2段階 (基準額×0.5)	住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	▶ 年額 31,900円 月額 2,658円
第3段階 (基準額×0.75)	住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方	▶ 年額 47,900円 月額 3,991円
第4-1段階 (基準額×0.9)	本人が住民税非課税・世帯課税でかつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	▶ 年額 57,500円 月額 4,791円
第4-2段階 (基準額×1.0)	本人が住民税非課税・世帯課税でかつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方	▶ 年額 63,900円 月額 5,325円
第5段階 (基準額×1.15)	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が125万円未満の方	▶ 年額 73,400円 月額 6,116円
第6段階 (基準額×1.25)	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	▶ 年額 79,800円 月額 6,650円
第7段階 (基準額×1.5)	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	▶ 年額 95,800円 月額 7,983円
第8段階 (基準額×1.7)	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が400万円以上の方	▶ 年額 108,600円 月額 9,050円

介護予防事業の推進について

「佐々町地域包括支援センター」では、高齢者が要介護状態などになることを予防するとともに、要介護状態などになった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように支援を行っています。介護予防教室(生きがい教室)など様々な介護予防事業に取り組んでおりますので、お気軽にお問い合わせください。

※佐々町地域包括支援センター(所在:佐々町福祉センター1F) ☎ 62-6122

平成21年度 佐々町提案公募型活動事業を決定

～協働のまちづくり促進補助金の対象事業を決定しました～

平成20年11月1日から12月19日の間に募集しました「提案公募型活動事業」には、5件の提案をいただきました。

提案公募型活動事業とは、住民の皆様が自ら企画・立案し、実施しようとする公益性の高い事業について提案していただき、町が補助金を出すという形で支援を行うことにより、日頃からボランティア的活動を行ってられる方やまちづくりに関するアイデアをお持ちの方など、意欲ある住民の皆様による企画力や行動力を存分に発揮していただくことをねらいとしたものです。

提案いただきました事業は、審査委員会における審査を経て次のとおり決定しましたので、その結果をお知らせします。

1. 提案をいただいた事業

団体名(事業の名称)	事業の概要
にこにこクリーンさざ (にこにこクリーンさざ)	○国道・県道・町道・公園・駐車場・花壇の草刈り、草取り、ごみ拾いなどの環境美化活動を実施 ○活動日：毎月第1日曜日 7時～(約1時間)
ふくしの会さくら (住民参加型在宅福祉サービス「ふくしの会さくら」)	○一人暮らしの高齢者、身体障害者の方や一時的な事故災難などで不自由な方が自宅で安心した生活ができるように、食事の支度、買い物、掃除、洗濯、話し相手、草取り、軽易な介護などのお手伝いを実施 ○活動時間：9時～17時(年末年始を除く) ○利用料金：300円/30分
佐々ふるさと 産物まつり実行委員会 (佐々ふるさと産物まつり)	○地場産品への理解を深めてもらうため、町民文化祭の日にイベントや農産物・加工品などの展示販売を行い、消費者や地域の子どもたちとの交流を図る ○実施日：11月1日(日) 10時～15時
3年9組会 (桜並木植栽・管理)	○小浦新干拓の海側約600mに「河津桜」を植栽・管理し、景観の向上や観光客の増加など、町の活性化のための活動を行う

2. 決定の内容

(単位：円)

団体名	結果	団体の予算額(歳出)			補助決定額(概算)		
		H21	H22	H23	H21	H22	H23
にこにこクリーンさざ	採択	430,000	200,000	200,000	122,000	42,000	42,000
ふくしの会さくら	採択	374,600	344,764	352,664	50,000	32,882	40,232
佐々ふるさと 産物まつり実行委員会	採択	152,250	—	—	76,125	—	—
3年9組会	採択	334,400	119,400	119,400	167,200	47,200	47,200

3. 保留とした事業

提案をいただきました事業のうち下記の事業につきましては、町の福祉政策との調整が必要なため一旦保留としています。

調整の結果によっては、本補助金の対象となる場合もあります。

団体名(事業の名称)	事業の概要
子育てひろば 「ぷくぷくクラブ」 (地域で応援!子育てひろば「ぷくぷくクラブ」)	○昼間自宅で子育てをしているお母さん方が親子で気軽に訪れ、交流し、仲間作りができる場を提供するため、親子ひろば、一時預かり、親育ち講座、地域世代間交流を実施 ○開設日：月・火・水・金 10時～15時 ○利用料金：登録料300円 その他講座・教室等は別途料金